

官報

昭和四十八年二月二十二日

○第七十一回 衆議院会議録 第九号

昭和四十八年二月二十二日(木曜日)

議事日程 第七号
昭和四十八年二月二十二日

午後二時開議

一 資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置

郵便年金の積立金の長期運用に対する特

別措置に関する法律案(内閣提出)、所得

税法の一部を改正する法律案(内閣提

出)、法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)及び租税特別措置法の一部を

改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

第一 照和四十七年度衆議院予備金支出の件

(承諾を求めるの件)

○本日の会議に付した案件

資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年

金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案(内閣提出)、所得税法の一部を改

正する法律案(内閣提出)、法人税法の一部を

改正する法律案(内閣提出)及び租税特別措置

法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

日程第一 昭和四十七年度衆議院予備金支出の件(承諾を求めるの件)

午後二時四分開議

○議長(中村梅吉君) これより会議を開きます。

資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置

に関する法律案(内閣提出)、所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)、法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(中村梅吉君) 内閣提出、資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、及び租税特別措置法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。大蔵大臣愛知揆一君。

〔國務大臣愛知揆一君登壇〕
○國務大臣(愛知揆一君) 資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用は、従来から財政投融資計画の中心をなすものとして、わが国の社会資本の整備、民間経済活動の誘導等に大きな役割りを果たしてまいりました。最近、財政投融資計画の規

模が拡大し、また、その対象とする機関の数が増加してまいりましたのに伴い、これら資金及び積立金の長期の運用は、確実かつ有利な運用という性格に加えて、財政的資金の配分といった性格を兼ね備えるに至っておりました。

このような現状にかんがみ、国会においてかねて行なわれてまいりました財政投融資計画と国会の審議のあり方にについての論議の経過を踏まえ、資金及び積立金の長期の運用について、その適正かつ効果的な実施に資するため、その予定額につき、国会の議決を経るものとする等の措置を定めることといたしました。これが本法律案の趣旨であります。

この法律案の内容といたしましては、

第一に、毎会計年度新たに運用する資金及び積立金のうち、その運用の期間が五年以上にわたることを予定されているものにつき、予算をもつて国会の議決を経なければならないことといたしております。

この規定に基づき、昭和四十八年度における資

金及び積立金の長期運用予定額を昭和四十八年度特別会計予算の予算総則第十四条に掲記し、別途

御審議をお願いいたしているところであります。

第二に、資金及び積立金の運用は、その相手先である公社公団等の事業の進捗の状況に応じて彈力的に対処する等の必要がありますので、国会の

議決を経た長期運用予定額につきまして、議決を受けた年度内にその運用を行なわなかった場合には、翌年度に繰り越して運用できるものといたしております。

なお、同様の見地から、予算総則に弾力条項を設け、予見しがたい経済事情の変動に対処するため、個々の機関につき、その運用予定額を五〇%まで増額し得るよう措置しております。

第三に、毎会計年度の運用の実績を明らかにする必要がありますので、この点につきまして所要の措置を講ずることとしております。

以上、資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案につきまして、御説明申し上げた次第であります。

次に、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

初めに、所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一に、最近における所得・物価水準の推移を考慮して、中小所得者を中心とした所得税負担の軽減をはかるため、課税最低限の引き上げを行なうことといたします。

すなわち、基礎控除及び配偶者控除についてはそれぞれ一万円、扶養控除については二万円引き上げるとともに、給与所得者について、その負担

を軽減するため、給与所得控除の定額控除を三万円引き上げるほか、定率控除部分についても適用範囲を拡大することとしております。

供二人の場合では、現行の約百三万円から約百十四万円に引き上げられることになります。

また、老人扶養控除等については三万円、障害者控除等についてはそれぞれ一万円引き上げることといたしております。

第二に、退職所得者の税負担の軽減をはかるため、退職所得の特別控除をおおむね五割程度引き上げることとしております。その結果、たとえば勤続年数二十五年の場合は、現行の五百万元から八百万円に引き上げられることになります。

第三に、白色申告者の専従者控除を三万円引き上げることとし、また、寄付金控除の控除限度額の引き上げ、勤労学生控除の対象となる勤労学生の範囲の拡大をはかるとともに、予定納税をしない予定納税基準額を現行の二万円から三万円に引き上げる等所要の改正を行なうことといたしております。

第六に、中小企業経営の近代化合理化をはかるため、青色申告者について、みなみ法人課税の選択による事業主報酬制度を創設することといたしました。この重課による税負担は、通常の法人税を含めた総合税負担がおおむね七〇%となることを目途とし、通常の法人税とは別に二〇%の税率で課税することといたしております。また、収用等の譲渡所得の特別控除の引き上げ及びその適用対象範囲の拡大を行なうことといたしております。

第七に、農林漁業者の健全な経営の充実をはかるため、農業協同組合等の留保所得の特別控除制度の対象範囲を拡大して適用期限を延長するほか、農業信用基金協会等の債務保証に係る抵当権設定登記の登録免許税を軽減することといたしております。

第八に、国民の福祉の向上をはかるため、老年者が受けける公的年金及び恩給については、六十万円の老年人年金特別控除制度を創設し、また、心身障害者を多数雇用する企業の機械等についての割り増し償却制度を創設することといたしております。

第九に、公害防止に資するため、無公害化生産ます。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

法人税法におきましては、中小法人の税負担の

軽減とその内部留保の充実に資するため、同族会

社の留保所得課税についての控除額を引き上げる

ほか、役務の提供についても割賦基準による所得

計算を認めることとしております。

最後に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず第一に、土地に対する投機的取引を抑制するため、法人の譲渡益について重課することとしたしました。この重課による税負担は、通常の法人税を含めた総合税負担がおおむね七〇%となることを目途とし、通常の法人税とは別に二〇%の税率で課税することといたしております。また、収用等の譲渡所得の特別控除の引き上げ及びその適用対象範囲の拡大を行なうことといたしております。

第六に、中小企業経営の近代化合理化をはかるため、青色申告者について、みなみ法人課税の選択による事業主報酬制度を創設することといたしました。この重課による税負担は、通常の法人税を含めた総合税負担がおおむね七〇%となることを目途とし、通常の法人税とは別に二〇%の税率で課税することといたしております。また、収用等の譲渡所得の特別控除の引き上げ及びその適用対象範囲の拡大を行なうことといたしてあります。

第七に、農林漁業者の健全な経営の充実をはかるため、農業協同組合等の留保所得の特別控除制度の対象範囲を拡大して適用期限を延長するほか、農業信用基金協会等の債務保証に係る抵当権設定登記の登録免許税を軽減することといたしております。

第八に、国民の福祉の向上をはかるため、老年者が受けける公的年金及び恩給については、六十万円の老年人年金特別控除制度を創設し、また、心身障害者を多数雇用する企業の機械等についての割り増し償却制度を創設することといたしてあります。

第九に、公害防止に資するため、無公害化生産ます。

第十に、年金の積立金の長期運用に対する特別措置

に関する法律案(内閣提出)、所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)、法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(中村梅吉君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。

高沢寅男君

〔高沢寅男君登壇〕

○高沢寅男君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置法案について、政府に質問をいたします。

財政投融資を国会の議決事項にすることは、長い間私たちが要求してきた懸案であったのですが、このたび、わが党的成田委員長と田中総理との党首会談を契機として、この懸案が実現の運びとなつたのであります。

だが、現実に政府より提案され、ただいま趣旨説明のありました特別措置法案を見ると、政府には、財政投融資をほんとうに国会の議決事項にする意思があるのかどうか、その真意を疑わざるを得ないであります。

私は、まず第一に、この根本問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

財政投融資とは、たとえいえば、きわめて大きな貯水池であります。この貯水池には、大別す

れば、第一に産業投資特別会計、第二には資金運用部、第三には簡易生命保険及び郵便年金、第四に政府保証債及び政府保証借り入れ金という四つの川から資金が流れ込んでおります。そして、今度は、この貯水池から八つの特別会計、十三の政府関係機関、三十四の公団、事業団、基金、会社などへ、細分された川の流れとなつて資金が流れ出しているのであります。

この財政投融資の貯水池へ流れ込む資金と、この貯水池から流出する資金の計画を全体として一括して、財政投融資計画に編成し、これを国会の議決事項にすることを多年にわたって要求してきました。

ところが、現在、政府より提出されている特別措置法案は、財政投融資の貯水池へ流れ込む四つの川の中の二つの川、すなわち、資金運用部と簡保及び郵便年金の資金の流れだけを国会の議決事項にしようとするものであり、これでは本来のわれわれの要求の趣旨に沿うものではありません。

政府は、産投会計と政府保証債及び政府保証借

り入れ金は、それぞれ別に国會議決の対象になつてゐる。こう言われるであります。が、このようない形でばらばらに分散させることは、財政投融資の一様性をゆがめ、財政投融資計画が全体として国会の統制を受けることを避けようとするものにはなりません。(拍手)私は、このような政府の態度を認めるることはできないであります。

さらにまた、私は、財政投融資の原資によつて

用部、第三には簡易生命保険及び郵便年金、第四に政府保証債及び政府保証借り入れ金という四つ

運営されている各種公団、事業団等の予算についても、国会の議決事項とすることを要求いたしました。

と申しますのは、最近、公団、事業団等が雨後のタケノコのように続々と新設されておりますが、これらの公団、事業団等の支出または貸し出しの事業については、もっぱら主務大臣の認可事項にまかされ、融資条件、償還計画など、その具體的な事業の中身が、国会の審議と点検を受ける仕組みになつてないであります。これは、公団、事業団等へ天下る古手官僚あるいは大蔵官僚の聖域として、国会の統制を巧妙にのがれているものであります。これも、国民に対する知らしむべからず、よらしむべしの態度であり、財政民主主義の原則に反するのみならず、こうした運営の中から、重大な不祥事さえ生ずることもあり得ないことがあります。

以上の立場に立つて、私は政府に対し、本日趣旨説明のあつた特別措置法案を撤回し、財政投融資計画の歳入、歳出全体を一つのセットにして、国會議決の対象にする別個の法律案を今国会に提出するように要求し、これに対する田中総理の所信をお尋ねするものであります。(拍手)

私が第一にお尋ねすることは、いわゆる財政投融資の彈力条項についてであります。

また、同じく財政投融資の弾力条項として、当該年度において運用しなかつた資金は、次年度に繰り越して自動的に運用できることになつておりますが、これもまた問題であります。

日銀の国庫收支年報に掲載されている財政投融資の政府資金の実行状況によれば、たとえば昭和四十五年度では、財政投融資の政府資金の実行総額二兆八千億に対し、次年度への繰り越しは五千億という巨額にのぼっております。四十六年度

では、政府資金の実行総額三兆四千四百億に対し、次年度への繰り越しは九千五百億の巨額にのぼっております。このような大きな繰り越しは、当然、これを繰り越し明許費として毎年度国会の議決を経て行なうのが財政民主主義の原理ではないでしょうか。

しかるに、政府の提案された特別措置法案では、一括繰り越しといふことに非民主的な取り扱いをしようとしておりますが、これを取りやめて、財政法第十四条の三に基づく繰り越し明許費の取り扱いをされるよう、私は要求いたします。

大蔵大臣の所信はいかがでございましょうか。(拍手)

私が第三にお尋ねすることは、資金運用部の原資についてであります。

昭和四十八年度の資金運用部資金の総額五兆六千二百三十九億円のうち、郵便貯金、厚生年金、国民年金の三資金の合計は四兆八十九億円であり、その他の資金が一兆六千五百九十九億円となっております。資金運用部の資金は税金によって構成されるものではありませんが、郵便貯金は文字どおり国民の貯蓄であり、また厚生年金と国民年金の資金は、法律に基づいて強制的に国民から徴収される保険料であります。それは税金ではないけれども、強制的に取られる国民にとっては税金にひときわあります。資金運用部資金はそうした金から成り立っているのであります。

ところが、この資金運用部の資金の中だ、性格

の不明な、その他の資金と称するものが一兆六千五百九十九億円もあるのです。実に、資金運用部資金総額の二九%に当たるのであります。私は、大蔵大臣に対し、この「その他」と称する資金をしょようとしておりますが、これを取りやめを求めるものであります。

なお、この際、資金運用部の原資に関連して、厚生年金、国民年金の改正についてお尋ねをいたします。

昭和四十八年度において、政府は、厚生年金及び国民年金に改正を加えて、五万円年金を実現すると言宣しておられます。だが、政府の言う五万円年金の実体はどうかといえば、国民年金で五万円の給付が実現するのは、いまから十三年後の昭和六十一年度の話であります。厚生年金では、現在老齢年金給付を受けている老人人口は約八十万、その中で五万円の年金給付を現実に受けられる人は、その一割の八万人から九万人にしかすぎない 것입니다。あたかも、わが国の老人たちがだれでもあしたから五万円をもらえるような宣伝をした自民党的政策は、まさに選挙目当ての羊頭狗肉の政策であったのであります。(拍手)

もしそうでないと言なれば、政府は、年金保険料の引き上げを取りやめ、国民の貯蓄である從来の積み立て金の取りくずしによって年金の給付を引き上げ、この経過措置を経ながら積み立て方式を次第に賦課方式へ切りかえていく、この段階的な移行方式をとるべきであります。これを政府は断行するお考えがあるかどうか、大蔵大臣、厚生大臣の所信をお尋ねするものであります。

私が第四にお尋ねすることは、開発銀行と輸入銀行の運営についてであります。

戦後の復興金融庫の機能を受け継いで開発銀行が創設されたのは昭和二十六年であります。それ以来、国民の資金である財政投融資

改善による給付費の増額は、合わせて約七百億であります。それに対して、厚生年金、国民年金の現行に比しての保険料の増額部分は、合わせて約一千六百五十億であります。つまり、政府は、国民に七百億円を与えるかわりに、国民のふところから一千六百五十億円を余分に奪い取らうとしておるであります。この千六百五十億が、財政投融資の原資として動員されていくのであります。

つまり、政府の年金制度の改正は、その真のね

らいは、財政投融資の原資をより多く握り、国家独占資本主義の政策をいよいよ露骨に推進しようとするところにあると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

もしそうでないと言なれば、政府は、年金保険料の引き上げを取りやめ、国民の貯蓄である從来の積み立て金の取りくずしによって年金の給付を引き上げ、この経過措置を経ながら積み立て方式を次第に賦課方式へ切りかえていく、この段階的な移行方式をとるべきであります。これを政府は断行するお考えがあるかどうか、大蔵大臣、厚生大臣の所信をお尋ねするものであります。

されどだけではありません。政府の五万円年金の裏側には、保険料の大引き上げというとんでもないおまけがついているのであります。

このたびの政府の年金制度の改正を、金額のバランスシートで示せば次のとくであります。

厚生年金及び国民年金の現行に比しての給付の

改善による給付費の増額は、合わせて約七百億であります。それに対して、厚生年金、国民年金の現行に比しての保険料の増額部分は、合わせて約一千六百五十億であります。つまり、政府は、国民に七百億円を与えるかわりに、国民のふところから一千六百五十億円を余分に奪い取らうとしておるであります。この千六百五十億が、財政投融資の原資として動員されていくのであります。

つまり、政府の年金制度の改正は、その真のねらいは、財政投融資の原資をより多く握り、国家独占資本主義の政策をいよいよ露骨に推進しようとするところにあると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

もしそうでないと言なれば、政府は、年金保険料の引き上げを取りやめ、国民の貯蓄である從来の積み立て金の取りくずしによって年金の給付を引き上げ、この経過措置を経ながら積み立て方式を次第に賦課方式へ切りかえていく、この段階的な移行方式をとるべきであります。これを政府は断行するお考えがあるかどうか、大蔵大臣、厚生大臣の所信をお尋ねするものであります。

私が第四にお尋ねすることは、開発銀行と輸入銀行の運営についてであります。

戦後の復興金融庫の機能を受け継いで開発銀行が創設されたのは昭和二十六年であります。それ以来、国民の資金である財政投融資

で、あるいは貿易振興という名目で、そのばく大な金額が基幹産業の大企業に長期資金として貸し付けられてきたのであります。その金利は四%から七%台であり、言うまでもなく市中金利よりもはるかに優遇された低い利子であったのであります。

かくして、この政府のバックのもとに、これらの大企業を先頭に立て、あの悪名高き高度経済成長政策が急激に推進され、外貨準備が激増してまいりました。わが国は世界の国々からエコノミックアニマルの悪評を受け、それとともに、わが国に対する円切り上げの要求や、また貿易制限の風当たりが強まっています。このたびの円の変動相場制への移行は、こうした背景のもとにあらわれてきたものであります。政府の責任は重大であります。それにもかかわらず、なお依然として開発銀行と輸出入銀行のばく大な長期低利資金が大独占企業に対し貸し付けられているのであります。

代表的な一例をあげれば、日本郵船は、その长期借り入れ金千七百億のうち開発銀行の融資が千二百億であります。実に約七割の高率に達しております。石川島播磨重工の場合は、長期借り入れ金三千九百億のうち輸出入銀行融資が二千億であります。それ以来、国民の資金である財政投融資立場から見ても、すでにその段階は終わったので

官 報 (号 外)

(自殺大日(震度六七五) 現在採用いたしておら
まする修正積み立て方式を賦課方式に改めたらど
うかとのお尋ねにお答えを申し上げます。

お説のように、当該年度に必要な給付費用をそ
の年度の保険料でまかない、積み立て金を取りく
ずすといふことにいたしますれば、被保険者に比
べ受給者数が少ない現段階においては、当面は比
較的軽い負担で給付改善を行なうことも可能かと
思います。しかし、老齢化傾向は西欧先進諸国並
みに進み、今後受給者が急増するのでございまし
て、この方式をとれば、たとえ給付改善を行なわな
いといったとしても、保険料負担は今後急激に過
重なものとなることが予想されるのであります。

年金制度は、由来、二十年、三十年と長期にわ
たる制度でありますので、将来急速に増大する受
給者に対し、物価スライド制を背景とした五万円・
年金給付の財源を確保しつつ、制度の健全なる維
持、発展をはかるためには、長期的視野に立つて
財政運営を行なう必要があるのでございまして、
短期的な収支のみによつて給付と負担との関係を
論ずることは適当ではないと考えております。

(拍手)

へきまして、總理大臣並びに閣
閣をいたす次第でござります。

貫してとり続けてまいりました高度成長政策、輸出優先の生産第一主義が国際的にきびしい批判を受け、また国内的にも、生産拡大が即生活向上にはつながらず、かえって公害の拡散による生活環境の破壊と、生命の危険すらもたらすに至つたことは、周知の事実であります。アメリカの有名な経済学者は、日本は、このまま経済成長を続けるならば、おそらく今世紀のうちに個人所得もアメリカを追い越すことは明らかであろう、しかし、そのときまで日本人が生きておるかどうかは

矢問題が、このところは実に拡張してあるのであります。

（拍手）

論ずることは適当ではないと考えております。
短期的な収支のみによつて給付と負担との関係を
財政運営を行なう必要があるのでございまして、
年金給付の財源を確保しつゝ、制度の健全なる維
持、発展をはかるためには、長期的視野に立つて、

總理が責任をとらないならば、およそこの国には政治責任ということすら存在しないことになるのではないか。どうか。(拍手)私はこのように書つて過言ではないと思います。

政府の国民不在の経済成長政策を、その根底に置いております。いま政府が口で言ふように、國民福利重点の経済政策に転換するというならば、まず大企業、高額所得者優遇の租税政策のあり方を再検討し、是正しなければならないものであります。が、このたび提案された改正案は、この点をわめて不徹底であり、あるいはむしろ逆行するものさえ見受けられる点が數多くあるのであります。まさに税制の混迷ここに至れりといふ感が私はするのであります。

以下、具体的に若干の点に触れて政府の見解を求める次第でござります。

まず、所得税についてであります。四十八年度は大幅減税といううたい文句のもとに、初年度三千百五十億円減税することになつております。四十七年度の自然増収は実に二兆五千億をこえることが予想されておるのに、わずかに三千億程度の減税では、物価との関係からいえばむしろ実質的に増税結果を招くものである、こう断定せざるを得ないのであります。(拍手)国民の暮らし向きをよくするための減税であるならば、物価を考慮に入れない減税などは実はナンセンスであります。

消費者物価は四十八年度は予算の上で五・五%の上昇を見込んでおります。大体政府みずから預金の利子五・二五%以上の物価の値上がりをのつけから予算に見込むといふこの不見識を、私は困

民とともに糾弾したいのです。(拍手)しかし、物価の実勢は政府の見通しをはるかに上回ることは明らかであり、かりに政府見通しどおりとしても、二千八百億円の物価調整減税を必要とし、差し引き純減税額は五百五十億円程度になってしまいます。

先ほど大蔵大臣の提案理由の説明の中で、所得、物価水準を加味して今度の措置をしたと言つておますが、現実には何ら加味しておらないといふことが、この数字によつて明らかであります。

民とともに糾弾したいのです。(拍手)しかし、物価の実勢は政府の見通しをはるかに上回ることは明らかであり、かりに政府見通しどおりとしても、二千八百億円の物価調整減税を必要とし、差し引き純減税額は五百五十億円程度になってしまうのです。

先ほど大蔵大臣の提案理由の説明の中で、所得、物価水準を加味して今度の措置をしたと言つておられます。現実には何ら加味しておらないということが、この数字によつて明らかであります。

(拍手)

所得税の本来の負担は、実質所得に対する負担を中心と考えるべきであります。しかし、實際には、名目所得に対し直ちに累進課税が適用され、消費者物価の上昇に相当する部分についても一律に課税されるので、実質所得に見合う税額よりも多くなるのであります。

総理は、この際、物価調整減税を税制の中に織り込む用意があるかどうか。そして生活福祉優先と言ふならば、自然増収の額から見て、本年度内に思い切つて一兆円程度の所得減税を行なうべきだと思いますが、決意を込めた総理の所信を承る次第でございます。(拍手)

また、所得階層別に減税割合を見ますと、低所得層ほど低く、高所得層ほど高く有利になつておりますが、このことが国民に対して重税感を与えておる大きな原因であります。おそらく政府は、私がこのように主張しますと、累進課税だから、

減税の場合はその逆で高額所得者が有利になることは、これはもう数字的にあたりました。こういふ答弁をなさるだらうと思います。しかし、福祉の向上といふ政策目的から、下に厚く上に薄い思ふ切つた減税措置が必要であると思うが、大蔵大臣は一体どう考えるか、御質問をいたす次第でございます。

次に、法人税の改正について御質問いたしました。

税制調査会の答申では、福祉充実のために法人に応分の負担を求めるべきである、このように指摘しております。これはまさに、従来の産業優先の税制を大きく転換すべきことを示唆しております。後に質問をいたしましたが、私は考えております。後に質問をいたしました。

法人税の基本税率は、昭和四十五年度以来三

六・七五%に据え置かれており、その実効税率は国税あるいは地方税を合計いたしましても四五・

〇四%であり、まさにこれは国際的な水準からいつて大きく優位性を表明しておるものであります。国際競争力が強過ぎて、円の再切り上げが具体的日程にのぼつておる現在、何ゆえ思い切って増税に踏み切ることができないのか。この点を私は特に総理大臣に対してお伺いする次第でござります。法人税率をわずか一%上げただけで、実際に一千億円の増税になります。まさに決断と実行を総理に望みますが、すばり所信を承りたいもので

あります。

私は、日本が今日のように国際収支の大黒字に悩み、国際的非難を受けなければならぬ大きさの原因の一つは、政府が昭和二十五年以来大企業の資本蓄積を助長するために、今日なおとり続けている租税特別措置にあると断ぜざるを得ないのあります。(拍手)いまや、この企業優遇措置

は、主要なものだけでも百三十項目に及んでおり、四十八年度の減収額は実に四千六百四十五億円の巨額に達しておるのであります。私は、今回新しく措置されたものを中心として、これがいかに不合理きわまる国民無視の税制であるかを指摘し、総理大臣、大蔵大臣の確たる見解を求めるものであります。

私は、かかる特別措置を廃止して、経済行動の大転換をはかるべきだと考えますが、この点について大蔵大臣の明快なる答弁を求めるものであります。(拍手)

次に、青色事業主報酬制度の創設が、中小企業

対策の中で五年間の特別措置として出されております。五年間の限界においてこの制度の基本的方向をどのように据える考へなのか、まずこの点について大蔵大臣の考へを開きたいのであります。

まず、公害対策関係の特別措置であります。私は、これこそまさに公害防止に名をかりた大企業優遇税制そのものであると断せざるを得ないのであります。

されば、公害対策は重点的にいま実施されるべき今日的な課題ではありますけれども、

は、これこそまさに公害防止に名をかりた大企業

制度を創設、さらに今回低公害車の開発普及のための物品税の軽減措置を講ずる等は、いまやこう

あります。このようないくつかの措置をとるから、国内価格百万

円の無公害車が、実は一千五百ドル前後で輸出さ

れる、つまり二重価格の横行する根本的な原因で

あります。外貨をためる真犯人なのです。

私は、かかる特別措置を廃止して、経済行動の大転換をはかるべきだと考えますが、この点について大蔵大臣の明快なる答弁を求めるものであります。(拍手)

次に、青色事業主報酬制度の創設が、中小企業

対策の中で五年間の特別措置として出されております。五年間の限界においてこの制度の基本的方向をどのように据える考へなのか、まずこの点について大蔵大臣の考へを開きたいのであります。

私は、これこそまさに公害防止に名をかりた大企業

は、これこそまさに公害防止に名をかりた大企業

次に、新たに創設されました土地税制についてお尋ねをいたします。

経済の成長と歩調を一にしておるのは物価の上昇であり、その中でも、地価の値上がりは、田中

総理の列島改造論と相まって、決定的なドライブをかけられたと言つて過言ではないのであります。

列島改造計画が実施に移されればたちどころにすべてが解決されるとうそろいていた田中總理、この事態に対しても、まさに政治的責任を問われるものと思うが、総理大臣はどのように考えておられるか、率直な御答弁をいただきたいと思います。

お尋ねをいたします。

経済の成長と歩調を一にしておるのは物価の上昇であり、その中でも、地価の値上がりは、田中

総理の列島改造論と相まって、決定的なドライブをかけられたと言つて過言ではないのであります。

列島改造計画が実施に移されればたちどころにすべてが解決されるとうそろいていた田中總理、この事態に対しても、まさに政治的責任を問われるものと思うが、総理大臣はどのように考えておられるか、率直な御答弁をいただきたいと思

います。

國民は、無償無責任きわまる政治のもとで、いま深刻な住宅難あるいは土地入手難にあえいでお

るのあります。豪華な邸宅に住み、高価な別荘をばいと買い上げる総理には、わずかな公営住宅

あるいは土地分譲に殺到する庶民の切ない気持ち

はおわかりにならぬだろうと思ひます。(拍手)い

まや、住宅の抽せんに当たるのは宝くじに当たる

よりもむずかしい、というのが庶民の率直なささ

やきであります。しかし、提案されております税

制では、地価引き下げに役立ち、また未利用地の

放出を促進するどころか、かえつて逆の結果を招

来するものと考へざるを得ないのであります。

その理由といたしまして、まず保有税について

は、その強化によつて持ち越し費用を高め、手放

さざるを得なくなるのが目的であるうが、固定資

産税に比べ、課税標準を土地取得価格としたこ

官 報 (号 外)

ろに連いこそあれ、全く同率であつて一・四%、適用除外規定と相まって、おそらくその効果はほとんどあらわれないのではないか、このように私どもは考えております。

一方、国税である譲渡税では、課税率は二〇%とまことに低く、宅地造成は適用除外になつておらずまして、宅地を造成して販売する業者には何らの影響もなく、適用されるのは、値上がり待ちであります。

困難を克服しながら調査を進めた最近の結果によりますと、首都圏においては、大手二十社の買っている土地は実に九千六百五ヘクタール、近畿圏において大手二十九社の買い占めておるのは八千四百九十一ヘクタールという驚くべき数字が判明しておるのであります。このように、土地があつて住宅難に泣くのは、大手デベロッパーが土地を買ひ占め、地価高騰をあつておるからといふことがきわめて明瞭になつてきておるのであります。(拍手)このようなデベロッパーが適用除外され、あまつさえ新規参入を抑制して、むしろ独占効果をねらった面はあるのであります。適正化について、特に土地の問題ですか

ら、総理大臣は一体どう考へておるかも御所見を
承りたいと思ひます。

次に、実施の時期でござりますが、政府案では、
保有税は四十九年度から、譲渡税は新法施行
後一年たつてからとなつてゐますが、一体、この
期間中に何が行なわれるでしょうか。私は、土地
投機で取得した土地を、なるべく税負担の安い部
分に移すということが公々然と行なわれる、こう
判断せざるを得ない現況であります。私どもはこ
のような可能性を封するためには、猶予期間を設け
るべきではないと思います。

以上、数点にわたりまして質問を申し上げました
が、土地問題は、「花見酒の経済」を待つまでも
なく、物価上昇の元凶であり、また信用インフレ
を高めるものでありますから、列島改造論の著者
といわれる総理大臣の率直な御所見を承りたいの
であります。

(拍手)

○内閣総理大臣(田中角栄君)　まず第一に、一兆円程度の減税をすべきではないかといふ問題に対するお答えをします。

四十八年度におきましては、国税、地方税を通じまして、初年度四千六百億円、平年度五千二百億円の大額減税を行なつておるわけでございます。特に中小所得者の負担軽減をはかるために、

課税最低限の引き上げと、給与所得者に重点を置いて給与所得控除の拡充を行なうなど、初年度三千百五十億円、平年度三千七百億円に及ぶ所得稅減税を行なつておるわけでございます。このような減税の結果、夫婦二人の給与所得者の場合、課税最低限は、現行百三万七千八百六十円から百十四万九千六十円となりまして、アメリカを除く、英國、西ドイツ、フランスの例を上回つておるのでござります。

第二は、法人税の実効税率を引き上げるべしとする道は、税率の引き上げだけではなく、課税所得の拡大もその一つの方法でございます。四十八年、度の改正におきましては、産業関連の租税特別措置の改廃等によりまして平年度四百億円の増税措置を講じたわけでございます。また、固定資産税率につきましても、その負担を高める措置が講じられておりまして、この面からも法人の税負担は加重されることになるわけでございます。なお、法人税につきましては、十分勉強してまいりたいと存じます。

第三点は、土地税制についてでございます。保有税を課する場合、土地供給を促進するため、一定地域を限つて未利用地に対し高率の課税を行なう方法が考えられます。しかし、このような地域の限定や未利用地の判定が困難な事情もあり、今回実施しようとしております特別土地保有税は、課税地域を限定せず、利用度のいかんにかかる

月一日にさかのばつておるわけでござります。その意味で、一年間猶予期間を置きましたのは、これを直ちに徴収するということによつて供給がとまるということであつてはなりませんので、猶予期間中に土地を放出する、供給促進の効果を期待をいたしたわけでござります。

以上。(拍手)

【國務大臣愛知揆一君登壇】

○國務大臣(愛知揆一君) まず、所得税の減税の問題でございますが、これは、課税最低限度が三万円から初年度百十二万円以上に上がるということだけをとらえてみましても、その額は一〇・七%でございまして、消費者物価の値上がりというようなものよりははるかに幅が広いわけでございます。なおまた、これを具体的に年収でみてみると、たとえば百五十万円クラスで一三・七%、二百万円クラスで一四・九%、三百万円で一〇・四%、五百万円で七・一%など、こういうような軽減割合となつておりますとして、ただいま御意見のございましたよんなところは、政府案において十分考えてまいりておるところでございます。

それから、法人税の問題につきましては、たゞいま総理から詳しい御答弁がございましたが、なお政府案といしましては、課税所得の範囲をできるだけ拡大したい、そして特例措置ができるだけ拡大したいということで立案しておるわけでございますが、御指摘のございました公害対策のための特別措置でございますけれども、これは無公

害化生産設備の特別償却制度の創設などを本案の中で考えておることは、御指摘のとおりでござります。公害防止が緊急な社会的な要請となつておる現状におきまして、過渡的な措置として、税制上の誘導的な効果を利用して公害発生源を解消することは、刻下の重大な政策であると思ひますし、また、こうした過渡的な措置につきましては、O E C D 等におきましても認められておるところと承知いたしておる次第でございます。

それから次は、事業主報酬制度の問題でござりますが、事業主報酬制度は、その実態が同族法人と類似しておる個人企業につきまして、御案内のようにみなし法人課税方式を選択する制度を試みに採用をいたしておるわけでございます。この制度によりまして、平たく言えば、店と奥との経理区分を明確にして企業経営を近代化する、合理化を推進したいといふ政策的もあわせまして、特別の措置として創設をするものでござりますから、その意味合いから申しましても、これを白色にまで及ぼすということは、いかが無理であろうと考えるわけでござります。

土地の税制につきましては、総理から詳しく御答弁がございましたから、私から特に申し上げることとはございません。

なお、申し落としましたが、事業主報酬制度と勤労所得との均衡を考える、これは十分考えます。勤労所得に対する増本彦君の質疑

したが、なお、この事業主報酬制度というものをこれから運営してまいりまして、他の均衡等については、十分将来の問題として考えてまいらなければならぬ、かように考えておる次第でござります。(拍手)

○議長(中村梅吉君) 増本一彦君。

【増本一彦君登壇】

○増本一彦君 私は、日本共産党・革新共同代表しまして、ただいま議題となりました租税関係三法の各改正案に關し、総理並びに閣僚各大臣に質問をいたします。

いま、政府による円の変動相場制移行の結果、国民の生活と経営は重大な打撃を受けようとしております。このような国民生活の悪化は、当然、政府の経済見通しと税収見積もりにも重大な影響を与えるものといわなくてはなりません。

政府は、昭和四十八年度経済見通しにおいて名目一六・四%、実質一〇・七%と見込み、これを基礎として、税収を十一兆七百八十六億円と見積もっております。特に、このうちの三八・三%を占める所得税については、労働者の賃金などを対する源泉所得税では、前年に比べて雇用が二%ふえ、賃金も一五%上昇するとか、申告所得税でも、中小商工業者などの営業所得は一二%, 農民の所得も五%伸びるなどといふ見通しのもとに計算されております。さらに、税収見込みの三一%を占める法人税に至つては、申告所得が二四%も

ふえるというのであります。しかし、今日の深刻な生活と経営の困難を体験している国民のだれが、このような政府の言い分を信用するでありますか。今日の事態は、政府の経済見通しが全く破綻し、それに基づく税収見込みも全く客観的な裏づけのないものになつたことを明白に示しております。

総理、見通しが困難だと言つて、自分でも確信のない税収見込みを国会に提出しておいて、その承認を求めるようとするのは、無責任であり、国会

軽視もはなはだしいといわなくてはなりません。政府は、来年度の経済見通しとそれに基づく税収見積もりがどのようになるとお考えになつておられるか。総理並びに大蔵大臣の明確な責任ある答弁を求めるものであります。(拍手)

いまや国民は、円の事実上の再切り上げに伴う打撃とひどい物価高に加えて、生活費に食い込む重い税金を押しつけられて、がまんのならない状態にあります。

ところが、総理は、変動相場制移行は遺憾であった、国民生活を守るために万全の措置をとるなどといひながら、変動相場制移行後の国民生活の困難を全くしんしゃくすることなく、所得税、地方税を含めても、たかだか四千六百億円にすぎないものを減税だと言つてゐるのです。しかし、国民の立場から見るとならば、これはとうてい減税という名に値しないものであります。国民の税負担率は、部分的な減税措置すらとら

なかつた昭和四十七年度よりもさらに引き上げられて一九・五%に達し、自然増収二兆六千億円と合わせて、国民には実質的にも大幅な増税となるものであります。

いま、働く国民は、生活費に食い込む課税をするなど要求しているのであります。政府の資料によつても、昭和四十六年のわが国の一世帯当たりの生活費の中に占める食費の割合、つまり、エンゲル係数は約三六%であり、夫婦二人の場合の一ヶ月の食糧費を、政府の生活白書に基づき四万五千円と見ると、一ヶ月の必要生活費は百五十万円になります。憲法二十五条は「すべて國民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と、はつきりと生存権を保障しているではありませんか。この生存権の租税制度における具体的な保障こそ、生活費には絶対に課税しない立場を貫くことであります。

ところが、今回の政府案では、免税点は夫婦子二人の場合、給与所得が平年度で百十四万九千六十円、事業所得の白色が七十五万六千二百八十八円、青色で百六万七千六百二十八円にすぎず、自身の労働者の場合だと年収入五十万円でも税金を取られるなど、労働者の生活費に大幅に食い込む課税となつてゐることは、全く明白であります。政府は、今回の改正案によつて、免税点も歐米諸国並みになつたといつていますが、これは、政府が国民に強要している低賃金と、物価上昇による激しい収奪を無視した暴論であるといわなくて

はなりません。(拍手)

この十年間を見ても、消費者物価の上昇率は、アメリカや西ドイツの三一%に比べて、日本は実に七七%をはるかにこえるという異常な激しさであります。労働者の賃金水準に至つては、同一業種をとつても、アメリカの三分の一から二分の一、西ドイツ、フランスなどの二分の一といふ状態であります。社会保険の貧しい実態とあわせ考へるならば、日本国民こそ主要国最大の高負担を押しつけられていることは全く明白であります。(拍手)

わが党は、國民生活を守るために、生活費非課税の原則に立つて、免税点を大幅に引き上げるべきである、当面、所得税、住民税、個人事業税の免税点を、夫婦子二人の四人家族で年収入百五十万円まで引き上げ、住民税の均等割りを廃止して、わが党の主張する二兆円の大衆減税を断行すべきであると考えますが、(拍手)総理並びに大蔵、自治大臣の明確な答弁を求めるものであります。

(拍手)

また、政府の事業主報酬制度についても、白色申告者を差別しているばかりか、自家労賃を経費として完全に認めていないものであります。わが党は、事業主報酬制度を、大多数が中小零細業者である白色申告者にも適用して、自家労賃を経費として完全に認めることが、大幅な大衆減税と相まって、今日の円問題における緊急対策ともなると考えますが、総理並びに大蔵大臣の答弁を求める次第であります。(拍手)

次に、土地税制について質問いたします。

今日の地価上りの最大の原因が、歴代自民

党政の高度成長政策による大企業、大不動産会社の土地買い占めにあることは、いまや全く明白であります。(拍手)ところが、政府は、農民や都市の土地買い占めにあります。(拍手)

市内の小土地所有者が土地を手放さないことが地価上りの原因であると、責任を国民になすりつけ、大企業の土地買い占めと土地投機を野放しにしています。

今回の土地税制は、このよくな事態に正しくメスを入れるものではなくて、税率も低く、除外事由も多く、全く何の解決にもなりません。

わが党は、法人の不動産の譲渡所得に対しては、大企業の土地投機が採算の合わないものとするためにも、地方税を含めて七〇%から九〇%の高率の分離課税を採用すべきであり、大企業の固定資産についても適正な評価のもとに、その所有面積に応じて高度累進税率によって重課すべきであると考えますが、総理並びに大蔵、自治大臣の明確な答弁を求めるものであります。

法人税についても、大企業の税負担を少なくして利益を大きくするために、大企業の法人税率を引き上げよといふ世論を無視して、比例税率をそのまま維持して、これを全く変えようとしていません。

このような大企業に対する租税の特権的な减免措置によって、昭和四十六年だけで、東京電力で百三十六億円、日立製作所百億円、松下電器七十三億円、三井物産三十四億円などの税の減免が行なわれているのであって、全体では三兆円にものぼる特別の減税がなされていると推計できるのであります。

日本の大企業は、歐米諸国と比べても比較にならぬくらい賃金コストが低い上、租税負担率や社会保険料の負担も低く、働く国民を犠牲にして輸出第一主義と、高度成長政策に対する内外のきびしい批判をかわそろとして、福祉社会への転換などと宣伝をしてきましたが、それが全くの偽りであることは、昭和四十八年度予算案が、大企業の超高度成長政策を目指す総理の日本列島改造計画の実行を根幹としていることでも全く明らかであります。そして、その税制面での端的なあらわ

れが、租税特別措置をはじめとする大企業に対する特権的な税の減免措置であります。

政府は、海外市場開拓準備金や、海外投資損失準備金などの輸出優遇税制を依然として残しています。

ますし、銀行の貸し倒れ引き当て金制度や、四十年度八千億円以上にものぼる大企業の広告費に対する非課税措置にも全く手をつけていません。

その上、公害をまき散らしてきた鉄鋼、電力、石油精製などの公害大企業に対しても、その公害責任を追及するのではなくて、その利益を優先して、無公害化生産設備特別償却制度を創設するなど、依然として大企業奉仕の政治姿勢であります。

出競争力を強め、貿易収支の黒字を生み出してきたのであります。その結果が今日の変動相場制への移行と、実質的な円の再切り上げを招いたものであり、総理の責任はきわめて重大であるといわなくてはなりません。（拍手）

わが党は、大企業と国民との間のあまりにもひどい税負担の不公平を是正するためにも、また、円問題の根本的な解決を進めるためにも、大企業に対する租税特別措置をはじめとする一切の租税の特權的減免措置を廃止するとともに、中小企業に対しても、現行の法人税率を少なくとも5%引き下げ、大企業に対しては、法人税の比例税率をやめて高度累進税率を採用して、その引き上げをはかるべきだと考えます。

また、円再切り上げによる大企業の為替差益に対するも、他の所得と分離して高率の課税をすべきであります。

このような政策こそ、今日の通貨危機を国民の立場に立つて解決する道であります。

総理並びに大蔵大臣の明確な責任ある答弁を求めて、私の質問を終わります。（拍手）

○内閣総理大臣田中角栄君登壇】
予算案における税収の見積もり等について、申し上げます。

変動相場制下のレートの水準、変動相場制の周等、流動的な要因が多いので、現段階で年度を通じた経済全体に及ぼす影響や、税収を中心とした歳入の見積もり等に及ぼす影響を把握すること

は困難であり、したがって、このよぶな段階で経済見通しや歳入見積もりを改定するのは適当でないと考えておるのでござります。

また、変動相場制移行に伴う国内経済面への影響を回避するために、四十八年度予算の早期成立をはかり、予算の空白を生じることのないよう、ぜひとも避けなければならないと考えておるのでござります。

大衆減税、事業主報酬制度等の問題について御発言がございましたが、四十八年度におきましては、特に中小所得者の負担軽減をはかるため、課税最低限の引き上げと、特に給与所得者に重点を置いた給与所得控除の拡充をはかったことは、先ほど申し上げたとおりでございます。初年度三千百五十億円、平年度三千七百億円に及ぶ所得税減税を行なうことにしておいたわけでございます。

このような結果、先ほど申し上げましたように、アメリカを除き、英國、西ドイツ、フランスよりも、夫婦子二人標準世帯の課税最低限は上がったわけでございます。

それから、中小企業に対する法人税率を5%くらい引き下げ、大企業に対しては高度累進課税率を適用せよということをいたしておるわけでございます。

現在、資本金一億円以下の法人に対する税率は、年三百万円までの所得については二八%となつております。資本金一億円超の法人に対する税率は三六・七五%でございますから、これを比較してみると、相当大幅に中小企業は軽減をされております。また、累進課税は、

この制度により店と奥との経理区分を明確にし、企業経営の近代化、合理化を推進するという政策的目的から、特別措置として創設したものでございまして、その意味からも青色申告に限ることとしたことは、先ほど大蔵大臣から述べたとおりでございます。

土地譲渡税の税率は、通常の法人税や地方税の上に、さらに二〇%賦課するものでありますので、これは相当な重課であると考えておるのでござります。

固定資産税について累進税率を導入することについては、個々の財産に対し課税する固定資産税の性格から見て、適当でないと考えられるわけでございます。しかし、法人の投機的な土地取得に対する抑制をはかる必要があると考えられますので、今回、一定面積以上の土地の取得及び保有に対し、新たに特別土地保有税を課税することをいたしておるわけでございます。

それから、中小企業に対する法人税率を五%くらいい引き下げ、大企業に対しては高度累進課税率を適用せよということをいたしておるわけでございます。

○国務大臣(愛知揆一君) 税収入の見積もり、大衆減税、法人課税、事業主報酬制、土地譲渡税、中小法人特例措置、為替差益、これらの御質問の点につきましては、総理からきわめて詳細にお答え申し上げましたので、私からはつけ加えてお答えすることはありません。（拍手）

○国務大臣(江崎真澄君) 個人の住民税について申し上げます。

個人の住民税も、所得の軽減をはかる意味から見ておりません。また、累進課税は、

円ではどうかというお話をありますするが、住民税の性格から申しまして、これは、地方公共団体の一翼を自分もなつておるという責任と自覚を持つていただく意味から課しておる税金の性格上、現在の税率が適当であるというふうに考えております。それだけに、御承知のように、課税率といふものが非常に低くなつておるわけでありますから、御了承を願いたいと思います。

個人の事業主報酬の問題、事業税の問題、それから土地税制につきましては、総理から詳しく御答弁があつたとおりでござります。(拍手)

○議長(中村梅吉君) 高橋繁君。

[高橋繁君登壇]

○高橋繁君 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、並びに租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに大蔵大臣に若干の質問をいたすものであります。

昭和四十八年度税制改正につきまして、生産第一主義から生活第一主義への転換、税負担の不公平の是正、所得再配分の推進など多くの要請があつたにもかかわらず、政府の税制改正案にその実現に対する積極的な姿勢が見られなかつたのは、きわめて残念であります。

まず、口には生活優先を唱えながら、生産優先の税制のパターンを改めようとしない政府の姿勢

は、自然増収が二兆五千億円から三兆円も見込まれるにもかかわらず、わずか三千百億円余りの所得税減税をもつて大幅減税であると強調していることからも明らかであります。この程度の減税では、健保、国鉄などをはじめとする公共料金の引き上げによる諸物価の高騰で、全くの焼け石に水であり、国民生活はますます苦しくなるのであります。

「発想の転換」「政治の流れを変える」をキャッチフレーズにいたしまして登場した田中内閣に対しても、国民は今度こそはという期待をわずかながら抱いたことは事実であります。しかしながら、当初の気負いとは打って変わつて、その決定をした税制改正案は、大幅減税という公約にもかかわらず五千億円、そして三千億円へと縮小され、国民の夢はむざんにも打ち砕かれてしまつたのであります。これでは、結局、歴代自民党政権のとつてきた路線を踏襲する以外の何ものでもなく、全くの見かけ倒しであります。

そこで申し上げたいことは、所得税減税についてであります。

最近の著しい物価高騰の中にあって、国民の重税感はきわめて高く、大幅減税を求める声が非常によくなつておるのであります。それは、所得税の納税者が、毎年の減税にもかかわらず、昭和四十六年度で三千万人をこえ、過去十年で二倍以上に増加していることからも明らかであります。こ

れぞれに、政府は、今回の税制改正案によって大幅減税したと主張いたしますが、自然増収に対する減税割合をとつても、四十一年七〇%、四十二年四八%であったのに対して、今回はわずか一二%と、全くの小規模減税であります。

さらに、標準四人世帯の課税最低限を昨年より十万円引き上げて百十二万円としたのであります。が、これでは憲法で保障された健康で文化的な最低生活を営むために、あまりにも過ぎる額であります。それは総理府統計局の調査による四人世帯の標準生計費が約百二十四万円であることからも明らかであります。

また、標準四人世帯で年間二百万円の収入のある家庭を例にとると、今回の税制改正では一万三千円の減税がされることになります。この場合、収入の七割の百四十万を生活費に使つたとするところ、物価上昇による負担増は、物価上昇率を政府見通しの五・五%と低く押えて七万七千円となつて、この程度の減税では不十分であることが

改定を意味するものではなく、一種の取り過ぎの調整でしかないからであります。つまり累進課税によって、所得がふえる以上に税負担がふえるからであつて、このような減税という名の増税によるからであつて、来年度こそ法人税率の引き上げが必要であつたのであります。

したがつて、税制改正の最大の課題の一つは、かかるに、政府は、今回の税制改正案によって大幅減税したと主張いたしますが、自然増収に対する減税割合をとつても、四十一年七〇%、四十二年四八%であったのに対して、今回はわずか一二%と、全くの小規模減税であります。

さらに、標準四人世帯の課税最低限を昨年より十万円引き上げて百十二万円としたのであります。が、これでは憲法で保障された健康で文化的な最低生活を営むために、あまりにも過ぎる額であります。それは総理府統計局の調査による四人世帯の標準生計費が約百二十四万円であることからも明らかであります。

ここで申上げたいことは、所得税減税についてであります。

最近の著しい物価高騰の中にあって、国民の重税感はきわめて高く、大幅減税を求める声が非常によくなつておるのであります。それは、所得税の納税者が、毎年の減税にもかかわらず、昭和四十六年度で三千万人をこえ、過去十年で二倍以上に増加していることからも明らかであります。こ

れぞれに、政府は、今回の税制改正案によって大幅減税したと主張いたしますが、自然増収に対する減税割合をとつても、四十一年七〇%、四十二年四八%であったのに対して、今回はわずか一二%と、全くの小規模減税であります。

さらに、標準四人世帯の課税最低限を昨年より十万円引き上げて百十二万円としたのであります。が、これでは憲法で保障された健康で文化的な最低生活を営むために、あまりにも過ぎる額であります。それは総理府統計局の調査による四人世帯の標準生計費が約百二十四万円であることからも明らかであります。

また、標準四人世帯で年間二百万円の収入のある家庭を例にとると、今回の税制改正では一万三千円の減税がされることになります。この場合、収入の七割の百四十万を生活費に使つたとするところ、物価上昇による負担増は、物価上昇率を政府見通しの五・五%と低く押えて七万七千円となる。この程度の減税では不十分であることが

改定を意味するものではなく、一種の取り過ぎの調整でしかないからであります。つまり累進課税によって、所得がふえる以上に税負担がふえるからであつて、来年度こそ法人税率の引き上げが必要であつたのであります。

したがつて、税制改正の最大の課題の一つは、かかるに、政府は、今回の税制改正案によって大幅減税したと主張いたしますが、自然増収に対する減税割合をとつても、四十一年七〇%、四十二年四八%であったのに対して、今回はわずか一二%と、全くの小規模減税であります。

さらに、標準四人世帯の課税最低限を昨年より十万円引き上げて百十二万円としたのであります。が、これでは憲法で保障された健康で文化的な最低生活を営むために、あまりにも過ぎる額であります。それは総理府統計局の調査による四人世帯の標準生計費が約百二十四万円であることからも明らかであります。

ここで申上げたいことは、所得税減税についてであります。

最近の著しい物価高騰の中にあって、国民の重税感はきわめて高く、大幅減税を求める声が非常によくなつておるのであります。それは、所得税の納税者が、毎年の減税にもかかわらず、昭和四十六年度で三千万人をこえ、過去十年で二倍以上に増加していることからも明らかであります。こ

課税最低限の引き上げに見合ひ何らかの措置を講ずべきであると思うのであります。総理は何らかの具体策を考えておられるでありますよろしく、さらに一歩進みまして、政府は、社会保障的ないしは所得平準化的な意味を持つ負の所得税、すなわちマイナスの所得税制度について検討するつもりはないかどうか、お伺いしたいのであります。

たとえば年収百万円の標準家庭を例にとると、四十八年度における課税最低限との差額は十二万円であるから、この五〇%に当たる六万円を逆所得税として支給するとすれば、年収は百六万円となるはずであります。そのような負の所得税、マイナスの所得税制度は、すでに先進諸国でも検討されているが、政府は、その創設によって低所得者を救済することとともに、所得の平準化をはかるつもりはないか、お伺いいたしたいのであります。

さらにも、税負担の不公平の典型であります租税特別措置については、特に大企業優先、資産所得者優遇の措置について、これを直ちに撤廃すべきであります。
たとえば輸出振興税制の全廃、合理化機械の特別償却など各種償却、準備金制度の改廃、利子・配当所得に対する課税優遇の撤廃などを強力に実施すべきであります。そして、その財源を給与所得者の減税に振り向けるべきであります。

ところで、事業主報酬制度の問題についてであります。これは当然本法の改正とすべきであったにもかかわらず、何ゆえに租税特別措置に含め、また、五年間という期限立法にしたのか、お伺いいたしたいのであります。

また、この制度の創設によって、法人、事業所得者と給与所得者との税負担の不均衡があります拡大することになるのであります。これは正のためにも給与所得者の大幅減税が必要であると思うのであります。総理の見解をお伺いいたします。

さらに、地価抑制のために期待された土地税制が、世論に対する糊塗対策に終わってしまったことはきわめて残念であります。その内容は、国民の期待していたものから大幅に後退をしており、また抜け道だらけで、全く実体的効果のないものとなるおそれもあるのであります。

そこでお伺いしたいことは、まず、土地の譲渡益に対し法人税等が加算されているとはいえ、わずか二〇%の譲渡税では何ら課税効果はなく、むしろ、その課税分が地価に上乗せされるのではないか。また、譲渡税の適用除外の基準があいまいである。適用時期が新法施行後一年後となつているが、それではおそ過ぎるのではないかということは具体的に何を言つておられるのであります。

特に、わが党は、譲渡益を完全に分離して、八〇%以上の課税をすることを主張しておるのであります。総理の御見解をお伺いいたしましたが、経済社会基本計画に関するのと同様に、過日、経済審議会が策定をいたしましたが、福祉の充実強化のための内容が貧弱であるばかりか、その計画が不鮮明であるのに比べ拡大することになるのであります。つまり、社会保障の充実整備が進めば国民の負担は当然増大するとて、財源確保のための負担計画だけがきわめて明確にされておるのであります。つまり、社会保障の付加価値税の創設にいよいよ着手されるつもりであります。しかし、社会保険の負担増をどこに求めようとするのか。法人税負担の増徴か、それともきわめて強い反対意見のある税負担増をどこに求めようとするのか。法人税負担の増徴か、それともきわめて強い反対意見のある付加価値税の創設にいよいよ着手されるつもりであります。しかるに、昭和四十八年度予算を見れば明らかのように、メスを入れるべき当然増税の膨張を必然化している制度的要因には手を触れようとせず、また、税負担の不公平の典型である租税特別措置の大企業優先の税制構造改革にはおからりをするといふように、政府にはその意欲が全く見られないであります。

以上、質問を終りますが、明快な答弁を要求いたします。(拍手)
〔内閣総理大臣田中角栄君登壇〕
○内閣総理大臣(田中角栄君) 課税最低限を百五十万円にできなか、累進税率の緩和をはかるべきだと思うが、いろいろ御発言に対しては、先ほどからもお答えをいたしておりますように、政府は引き続いて中小所得者の負担軽減をはかります。まいったわけございます。四十八年度におきましても、間々申し上げておりますとおり、初年度三千

百五十億円、平年度三千七百億円に及ぶ所得税の減税を行なつておるわけでございます。しかも、この結果、標準世帯、夫婦子二人の給与所得者の場合の課税最低限は、アメリカを除く、英國とか西ドイツとかフランスの例を上回るところまで上がつておることも事実でござります。

法人税につきましては、法人の税負担を高める道は税率の引き上げだけではなく、先ほども申し上げましたように、課税所得の拡大もその一つの方法であります。平年度四百億円に及ぶ増税措置を講じておるわけでございます。また、固定資産税につきまして、その負担を高める措置が講じられておりまして、この面からも法人の税負担は加重されることになつておるわけでございます。

土地税制について申し上げますが、今回の土地税制は、法人による投機的保有税の組み合わせによって、法人による投機的土地区取を得を相当程度抑制することを期待しておるものでございます。ただ、地価対策は、もとより税制のみで解決し得るものではないのでございまして、土地の利用規制その他各般の土地対策を総合的に実施することによつましても、地価対策の実効を期してまいらなければならぬわけでござります。

また、経済社会基本計画による三%の税負担の

増というものについての御発言でござりますが、国民福祉の充実をはかるためには、その裏づけとなる財源を確保する必要があることは申しません。このため、経済社会基本計画には、国民所得に対する税及び税外負担の比率が計画期間中おおむね三%程度高まらざるを得ないと指摘をしておるのは御承知のとおりでござります。具体的な負担のあり方につきましては、今後税制調査会にはかり、勉強してまいりますが、どちらかといえは間接税にウエートを置いて考へるべきではないかと考えてございますが、それは現時点における考え方でございまして、慎重に対処してまいりたいと考えます。

また、一月下旬の記者会見で、間接税の見直しこうことは何を具体的にさしておるのかといふことでもあります。それは福祉社会を建設するため必要な財源の調達ということで、間接税が税体系において適切な地位を維持するよう検討をされておりますネガティブ・インカム・タックスの議論のことにお触れになつたのかと思ひますけれども、これは、アメリカにおきましては、現在の社会保障制度の改革案にからんでおる議論でございまして、イギリスにおきましては、きわめては都合のいい税制ではございますが、しかし、間接税とのバランスに対しても、各国の例にも見るとおり、まだ十分検討を必要とする状態にあること

なれば、負の所得税といふのは、英米などで行なわれておりますネガティブ・インカム・タックスの議論のことにお触れになつたのかと思ひますけれども、これは、アメリカにおきましては、現在の社会保障制度の改革案にからんでおる議論でございまして、イギリスにおきましては、きわめて源泉徴収制度が複雑になつておりますので、それを簡素化するといふ特殊な要因から、こういふ議論が出てきているのではないかと想像されるわけだと思います。

それから、事業主報酬制度を恒久的制度にすべきではないかといふ御意見でございますが、政府の御提案申し上げておりますのは、恒久的なもの

的な税制のあり方を申したものでござります。なお、残余の問題に対しても、関係閣僚からお答えをいたします。(拍手)

【国務大臣愛知揆一君登壇】

○国務大臣(愛知揆一君) 御質問の一つに、負の所得税、マイナスの所得税ということについてどう考へるかというお尋ねがございました。これは

課税最低限以下の階層の方々で、しかし生活保護世帯でもない、そういう方々に対して、國が何らかの給付を与えることが適當ではないか、こういふ御意見ではなかろうかと思いますが、政府としては、ただいまさよろくなとは考へておりません。

○国務大臣(小坂善太郎君登壇)

○国務大臣(小坂善太郎君) 経済社会基本計画の中での負担率を三%上げるという問題につきましては、總理からすでに十分御答弁があつたところであります。一言だけ申し上げますと、租税負担率の引き上げといふものは、それ自身が目的ではありませんで、國民の納得の得られた財政支出とやらはらの問題として考へるべきである

と思います。今後國民福祉の充実のために財政支出の一そらの充実が必要でありまして、それに裏づけとして、計画期間中に租税負担率が三%程度漸増するといふことは、これはやむを得ないことをだと考えますし、また、國民の負担能力や諸外国との負担の比較から見ましても、それは十分可能であると思います。

なお、具体的には税制調査会にはかりまして、毎年慎重にその計画を実行していくわけですが、毎年慎重にその計画を実行していくわけですが、

以上、お答え申し上げます。(拍手)

○議長(中村梅吉君) これにて質疑は終りました。

田畠第一 昭和四十七年度衆議院予備金支出の件(承諾を求めるの件)

○議長(中村梅吉君) 日程第一、昭和四十七年度衆議院予備金支出の件を議題といたします。

報告書

昭和四十八年二月二十一日
右件につき本院の承諾を求めるため報告する

衆議院議長 中村 梅吉殿 議院運営委員長 海部 俊樹
昭和四十七年度衆議院予備金支出
昭和四十六年十二月二十九日以降同四十七年十一月二十一日までの間に於て衆議院予備金から出した金額は次のとおりである。

○議長(中村梅吉君) 議院運営委員長の報告を求めます。議院運営委員会理事中川一郎君。

○中川一郎君　ただいま議題となりました昭和四十七年度衆議院予備金支出の件について御報告申し上げます。

今回承諾をお願いいたしますのは、昭和四十六

日までの間に、本院で支出した予備金五百六十五万二千円であります。その所属年度は全額昭和四十七年度分であります。使途は、すべて応召帰郷旅費の既定予算の不足を補うための議員旅費であります。

この支出しにあましては、講演運営委員会の承認を経たものでありますから、御承諾をお願いいたします。(拍手)

○議長(中村梅吉君) 採決いたします。

本件は承諾を与えるに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めま
よって、本件は承諾を与えるに決しました。

卷之三

○議長(中村梅吉君) 本日は、これにて散会いた
します。

午後三時五十五分散会

内閣總理大臣	田中	角榮君
大蔵大臣	愛知	揆一君
厚生大臣	齋藤	邦吉君
自治大臣	江崎	真澄君
國務大臣	小坂善太郎君	
内閣法制局長官	吉國	一郎君
大蔵省主税局長	高木	文雄君
大蔵省理財局長	橋口	收君
内閣審議官	栗屋	敏信
同	藤井	直樹
大臣官房総務審議官	宮崎	隆夫
察厅刑事局保安部長	斎藤	一郎
画厅長官官房參事官	北川	博正
境厅長官官房審議官	鷲巣	英策
法務大臣官房司		
法法制調査部長	味村	治
省條約局外務參事官	松永	信雄
大蔵大臣官房審議官	大倉	眞隆
大蔵省理財局次長	後藤	達太
小幡		
琢也		

大蔵省国際金融局次長 松川 道哉	建設省都市局参事官 大塩洋一郎	湯山 勇君	一〇四
文部大臣官房審議官 奥田 真丈	建設省河川局次長 川田 陽吉	太田 一夫君	一〇五
日本ユネスコ国内委員会事務総長 西田亀久夫	自治大臣官房審議官 森岡 敏	吉田 法晴君	一〇六
同	同	同	（理事補欠選任）
厚生大臣官房審議官 柳瀬 孝吉	自治省行政局公務員部長 植弘 親民	田邊 真君	一一二
厚生省医務局次長 信澤 清	自治省行政局選舉部長 山本 哲	竹内 猛君	一三八
農林大臣官房技術審議官 遠藤 寛二	自治省行政局公務員部長 植弘 親民	岡田 哲兒君	一四〇
農林大臣官房審議官 澤邊 守	自治省行政局選舉部長 山本 哲	清水 徳松君	一四五
通商産業大臣官房參事官 濑野 滉	自治省行政局公務員部長 植弘 親民	加藤 清政君	一四四
通商産業大臣官房次長 橋本 利一	自治省行政局選舉部長 山本 哲	理事会 武藤 山治君	一四〇
通商産業省企業局參事官 三枝 英夫	（政府委員任命）	（理事小沢辰男君去る二 月三十日、常任委員会において、次のとお り理事を補欠選任した。）	（理事補欠選任）
通商産業省公害保安局參事官 田中 芳秋	一、去る二十日、田中内閣総理大臣から中村議長 あて、十六日議長において承認した栗屋敏信外 三十七名を二十日第七十一回国会政府委員に任 命した旨の通知を受領した。	一、去る二十日、常任委員会において、次のとお り理事を補欠選任した。	（理事補欠選任）
通商産業省鉄道監督 佐伯 博藏	（通知書受領）	（通知書受領）	（通知書受領）
石炭局石炭部長 原田昇左右	一、昨二十一日、参議院議長から、次の法律の公 布を奏上した旨の通知書を受領した。	一、昨二十一日、参議院議長から、次の法律の公 布を奏上した旨の通知書を受領した。	（通知書受領）
運輸大臣官房觀光部長 中村 大造	昭和四十七年度の米生産調整奨励補助金等につ いての所得税及び法人税の臨時特例に関する法 律	昭和四十七年度の米生産調整奨励補助金等につ いての所得税及び法人税の臨時特例に関する法 律	（通知書受領）
運輸大臣官房審議官 住田 正二	（議席変更）	（議席変更）	（議席変更）
運輸省航空局次長 寺井 久美	一、去る十五日、衆議院規則第十四条ただし書き により、議長において議席を次のとおり変更し た。	一、去る十五日、衆議院規則第十四条ただし書き により、議長において議席を次のとおり変更し た。	（議席変更）
運輸省航空局技術部長 金井 洋	（議席変更）	（議席変更）	（議席変更）
労働省労働基準局安全衛生部長 北川 俊夫	（議席変更）	（議席変更）	（議席変更）
労働省職業安定局審議官 中原 見	（議席変更）	（議席変更）	（議席変更）
労働省職業安定局長 桑原 敏一	（議席変更）	（議席変更）	（議席変更）
一七九	一八〇	一八一	一五八
細谷 治嘉君	藤田 高敏君	金丸 德重君	渡辺 惣藏君
一七八	一七七	一七六	一七五
中村 重光君	板川 正吾君	安宅 常彦君	吉田 法晴君
一七五	一七四	島本 虎三君	鷲崎 敏雄君
一七三	一七二	大柴 滋夫君	理事会 神崎 敏雄君
一七一	一七〇	廣瀬 秀吉君	（理事神崎敏雄君去る六 月委員辞任につきその補欠）
一七〇	一六九	村山 喜一君	（理事 神崎 敏雄君去る六 月委員辞任につきその補欠）
一六九	一六八	山本 政弘君	（理事 神崎 敏雄君去る六 月委員辞任につきその補欠）
一六八	一六七	井上 普方君	（理事 神崎 敏雄君去る六 月委員辞任につきその補欠）
一六七	一六六	山田 順一君	（理事 神崎 敏雄君去る六 月委員辞任につきその補欠）
一六六	一六五	斎藤 正男君	（理事 神崎 敏雄君去る六 月委員辞任につきその補欠）
一六五	一六四	塚田 庄平君	（理事 神崎 敏雄君去る六 月委員辞任につきその補欠）
一六四	一六三	加藤 清政君	（理事 神崎 敏雄君去る六 月委員辞任につきその補欠）
一六三	一六二	理事会 武藤 山治君	（理事 神崎 敏雄君去る六 月委員辞任につきその補欠）
一六二	一六一	（予算委員会）	（予算委員会）
一六一	一六〇	（十日理事辞任につきその補欠）	（十日理事辞任につきその補欠）
一六〇	一五九	（理事会 武藤 山治君）	（理事会 武藤 山治君）
一五九	一五八	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一五八	一五七	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一五七	一五六	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一五六	一五五	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一五五	一五四	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一五四	一五三	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一五三	一五二	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一五二	一五一	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一五一	一五〇	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一五〇	一四九	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一四九	一四八	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一四八	一四七	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一四七	一四六	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一四六	一四五	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一四五	一四四	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一四四	一四三	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一四三	一四二	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一四二	一四一	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一四一	一四〇	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一四〇	一三九	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一三九	一三八	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一三八	一三七	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一三七	一三六	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一三六	一三五	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一三五	一三四	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一三四	一三三	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一三三	一三二	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一三二	一三一	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一三一	一三〇	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一三〇	一二九	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一二九	一二八	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一二八	一二七	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一二七	一二六	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一二六	一二五	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一二五	一二四	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一二四	一二三	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一二三	一二二	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一二二	一二一	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一二一	一二〇	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一二〇	一一九	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一九	一一八	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一八	一一七	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一七	一一六	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一六	一一五	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一五	一一四	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一四	一一三	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一三	一一二	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一二	一一一	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一一	一一〇	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一〇	一一九	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一九	一一八	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一八	一一七	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一七	一一六	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一六	一一五	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一五	一一四	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一四	一一三	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一三	一一二	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一二	一一一	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一一	一一〇	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一〇	一一九	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一九	一一八	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一八	一一七	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一七	一一六	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一六	一一五	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一五	一一四	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一四	一一三	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一三	一一二	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一二	一一一	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一一	一一〇	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一〇	一一九	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一九	一一八	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一八	一一七	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一七	一一六	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一六	一一五	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一五	一一四	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一四	一一三	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一三	一一二	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一二	一一一	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一一	一一〇	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一〇	一一九	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一九	一一八	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一八	一一七	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一七	一一六	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一六	一一五	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一五	一一四	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一四	一一三	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一三	一一二	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一二	一一一	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一一	一一〇	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一〇	一一九	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一九	一一八	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一八	一一七	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一七	一一六	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一六	一一五	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一五	一一四	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一四	一一三	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一三	一一二	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一二	一一一	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一一	一一〇	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一〇	一一九	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一九	一一八	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一八	一一七	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一七	一一六	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一六	一一五	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一五	一一四	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一四	一一三	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一三	一一二	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一二	一一一	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一一	一一〇	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一〇	一一九	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一九	一一八	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一八	一一七	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一七	一一六	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一六	一一五	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一五	一一四	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一四	一一三	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一三	一一二	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一二	一一一	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一一	一一〇	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一〇	一一九	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一九	一一八	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一八	一一七	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一七	一一六	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一六	一一五	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一五	一一四	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一四	一一三	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一三	一一二	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一二	一一一	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一一	一一〇	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一〇	一一九	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一九	一一八	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一八	一一七	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一七	一一六	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一六	一一五	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一五	一一四	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一四	一一三	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一三	一一二	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一二	一一一	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一一	一一〇	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一〇	一一九	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一九	一一八	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一八	一一七	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一七	一一六	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一六	一一五	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一五	一一四	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一四	一一三	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一三	一一二	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一二	一一一	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一一	一一〇	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一〇	一一九	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一九	一一八	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一八	一一七	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一七	一一六	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一六	一一五	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一五	一一四	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一四	一一三	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一三	一一二	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一二	一一一	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一一	一一〇	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一〇	一一九	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一九	一一八	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一八	一一七	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一七	一一六	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一六	一一五	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一五	一一四	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一四	一一三	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一三	一一二	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一二	一一一	（理事 武藤 山治君）	（理事 武藤 山治君）
一一一	一一		

官報 (号外)

17

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

補欠

吉田 法晴君

加藤 清政君

勝澤 芳雄君

山口 鶴男君

荒木 宏君

津川 武一君

吉永 治市君

米原 祥君

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

東中 光雄君

不破 哲三君

寺前 嶽君

津金 佑近君

坂村 吉正君

木下 元二君

不破 哲三君

木下 元二君

地方行政委員

辞任

補欠

古屋 亨君

河本 敏夫君

寺前 嶽君

矢野 純也君

中馬 辰猪君

吉永 治市君

三谷 秀治君

河村 勝君

法務委員

辞任

補欠

河本 敏夫君

渡辺 紘三君

寺前 嶽君

小沢 辰男君

坂谷 忠勇君

平林 剛君

三谷 秀治君

安宅 常彦君

保岡 興治君

山崎 拓君

大原 亨君

平林 剛君

河村 勝君

三谷 秀治君

不破 哲三君

安宅 常彦君

渡辺 紘三君

河本 敏夫君

寺前 嶽君

矢野 純也君

近江巳記夫君

村山 喜一君

大原 亨君

不破 哲三君

文教委員

辞任

補欠

堀 昌雄君

大原 亨君

寺前 嶽君

中馬 辰猪君

村山 喜一君

不破 哲三君

寺前 嶽君

津金 佑近君

津川 武一君

不破 哲三君

矢野 純也君

近江巳記夫君

寺前 嶽君

不破 哲三君

寺前 嶽君

米原 祥君

社会労働委員

辞任

補欠

寺前 嶽君

不破 哲三君

寺前 嶽君

不破 哲三君

坂村 吉正君

奥田 敬和君

寺前 嶽君

寺前 嶽君

吉永 治市君

坂村 吉正君

寺前 嶽君

寺前 嶽君

中馬 辰猪君

吉永 治市君

寺前 嶽君

寺前 嶽君

坂村 吉正君

吉永 治市君

寺前 嶽君

寺前 嶽君

吉永 治市君

坂村 吉正君

寺前 嶽君

寺前 嶽君

(特別委員会辞任及び補欠選任)

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公害対策並びに環境保全特別委員

(条約提出)

一、去る二十日、内閣から提出した条約は次のとおりである。

千九百七十一 年十二月二十日に国際連合総会決議第二千八百四十七号(XXV)によつて採択された国際連合憲章の改正の批准について承認を

求めるの件

アフリカ開発基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件

(議案提出)

一、去る十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案

農水産業協同組合貯金保険法案

開拓融資保証法の廃止に関する法律案

入場税法の一部を改正する法律案

一、去る十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正

する法律案

港湾労働法の一部を改正する法律案

一、去る十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案

物品税法の一部を改正する法律案

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律案

健康保険法等の一部を改正する法律案

船舶積荷保険臨時措置法

日本てん菜振興会の解散に関する法律案

漁船損害補償法の一部を改正する法律案

漁船損害補償法の一部を改正する法律案

金屬鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案

日本てん菜振興会の解散に関する法律案

金屬鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案

地方公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律案

港湾労働法の一部を改正する法律案

一、去る十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

一、去る十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

工業再配置・産炭地域振興公團法の一部を改正する法律案

一、去る十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法

一、去る十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸

学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法

一、去る十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

教育職員免許法等の一部を改正する法律案

一、去る十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

自動車事故対策センター法案

一、去る十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

公共交通飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

昭和四十一年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

一、去る十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案

一、去る十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案

の受入れ体制の整備による医薬分業の推進は、
国民医療の向上を期するため必要と考えていて
ので、今後さらにその推進を図っていく所存で
ある。

右答弁する。

衆議院会議録第六号中正誤

二三 段行 誤
四 六 日本の 正
本日の 正

昭和四十八年二月二十二日 衆議院会議録第九号

明治三十五年三月三十一日
郵便物認可

定価一部五十円
(配達料共)

発行所

大藏省印刷
東京五八二四四一(六六)
電話東京